

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第5項の規定により、同事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

令和7年6月13日

静岡県知事 鈴木康友

関係市町名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
伊東市 農業競争力強化農地整備事業 （農地整備事業（経営体育成型）） 池2期地区	東部農林事務所 及び 静岡県東部農林事務所 ホームページ※	令和7年6月13日から 令和7年7月3日まで

※ 静岡県東部農林事務所ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/tobunorin/index.html>)